

神戸教育短期大学 公的研究費等の使用に関する行動規範

令和7年6月25日制定

最高管理責任者・学長

神戸教育短期大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究に対する社会からの信頼の確保及び公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、次のとおり行動規範を定める。

本学の研究者、事務職員等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 構成員は、公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすべく行動すること。
3. 構成員は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識して行動しなければならない。
4. 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
5. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
6. 構成員は、公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

※ 構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に準じ、本学に所属する研究者、職員及びその他関連する者をいう。